

自動車事故の処罰新法



悪質、危険運転事故に厳罰

平成26年5月20日、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法、以下「法」といいます。）が施行されました。

これまで自動車運転により人を死傷させた場合、自動車運転過失致死傷罪（刑法211条2項）と危険運転致死傷罪（刑法208条の2）により処罰されていましたが、運転の悪質性や危険性などの実態に応じた処罰がなされていないとの批判があり、処罰対象を広げ厳罰化を目的として制定されたのがこの法律です。

この法律のポイントは以下の4つです。

1. 従来の危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪の規定を刑法典から削除して新法に移行させました（法2条1号～5号及び5条）。
2. 通行禁止道路を重大な交通事故の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為（法2条6号）とアルコール・薬物（法3条1項）及び政令で定める病気（法3条2項）の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生ずるおそれがある状態で運転して、正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為を新たに危険運転致死傷罪の対象としました。

法3条2項は、てんかん患者の男性が、クレーン車を運転中にてんかんの発作が起きたために正常な運転が困難な状態に陥り、集団登校中の小学生の列に突っ込んだ事故を受けて設けられました。ここでいう病気には、てんかん以外に統合失調症、躁鬱病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害などが挙げられています。

3. 法3条1項にあたる場合に、アルコールや薬物の影響の有無・程度の発覚を免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無、程度が発覚することを免れるべき行為をすることに対する罰則を新設しました（法4条）。たとえば、事故後に大量の水を飲んで血中アルコール濃度を下げたりするような行為が処罰の対象となります。
4. 無免許運転で危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪などの罪を犯した場合の罰則を新設しました（法6条）。この規定は、無免許の少年が徹夜の長距離運転をして疲れた状態でも車の運転を続け、居眠りをしたために登校中の児童と引率の保護者の列に突っ込んだ事故がきっかけとなり設けられたものです。